

○上越教育大学附属幼稚園保育料免除及び徴収猶予規程

(平成16年4月1日規程第93号)

最終改正 平成20年3月21日規程第24号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 上越教育大学附属幼稚園園則(平成16年校則第3号)第31条に規定する保育料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、他に別段の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(許可)

第2条 保育料の免除及び徴収猶予は、当該免除等の申請に基づき、上越教育大学(以下「本学」という。)の附属幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭で構成する保育料免除幼児等選考委員会(以下「選考委員会」という。)の議を経て、学長が許可する。

第2章 保育料の免除

(経済的理由及び特別な事情による免除)

第3条 本学の附属幼稚園の幼児で、経済的理由により保育料の納付が困難であると認められる場合は、原則として当該期分の保育料の全額又は半額を免除することができる。

2 前項に規定するもののほか、次の各号の一に該当する特別な事情により保育料の納付が著しく困難であると認められる場合は、原則として当該事由の発生した日の属する期の翌期分の保育料(当該事由の発生した日が当該期分の保育料の納付期限以前であり、かつ、その期分の保育料を納付していない場合は、その期分の保育料)の全額又は半額を免除することができる。

(1) 保育料の各期ごとの納期前6月以内(新入園者に対する入園した日の属する期分については、入園前1年以内)において、幼児の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は幼児若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合で、学長が相当と認める事由がある場合

(休園又は退園による免除)

第4条 休園を許可し、又は命じた場合は、月割計算により休園する日の属する月の翌月(休園する日が月の初日に当たるときは、その月)から復園する日の属する月の前月までの保育料を免除する。ただし、休園する日が当該期分の保育料の納付期限経過後であり、休園する者が保育料の徴収猶予を許可されていない場合は、その期分の保育料は免除しない。

2 保育料の徴収猶予を許可されている者に退園を許可した場合は、月割計算により退園する日の属する月の翌月以降に納付すべき保育料の全額を免除することができる。

3 保育料の未納を理由として退園を命じた場合は、その者に係る未納の保育料の全額を免除することができる。

(指導要録から除いた場合による免除)

第5条 死亡又は行方不明により指導要録から除いた場合は、その者に係る未納の保育料

の全額を免除することができる。

(免除の申請)

第6条 保育料の免除を受けようとする者は、別記第1号様式の保育料免除許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、各期分について当該保育料の納付期限までに学長に申請しなければならない。ただし、前2条の規定による保育料の免除については、申請を要しない。

- (1) 家計調査書
- (2) 市町村長等が発行する所得を確認できる証明書（以下「所得証明書」という。）
- (3) 第3条第2項第1号に該当する場合は、死亡の事実を証明する書類又は市町村長等が発行するり災証明書（以下「り災証明書」という。）
- (4) 第3条第2項第2号に該当する場合は、申請の事由を証明する書類
- (5) その他本学が必要と認める書類

第3章 保育料の徴収猶予

(徴収猶予)

第7条 本学の附属幼稚園の幼児で、次の各号の一に該当する場合は、保育料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに保育料の納付が困難であると認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 幼児又は学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより納付期限までに保育料の納付が困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 保育料の徴収猶予の期間は、当該年度を超えない期間とし、許可の都度定める。

(月割分納)

第8条 保育料の徴収猶予を申請している者で、特別の事情があると認められる場合は、保育料の月割分納を許可することができる。

2 月割分納を許可された者は、保育料年額の12分の1に相当する額を毎月15日までに納付しなければならない。ただし、当該納付期限が休業期間中にある場合は、当該休業期間の始まる日の前日までに納付しなければならない。

(徴収猶予の申請)

第9条 保育料の徴収猶予を受けようとする者は、別記第2号様式の保育料徴収猶予許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、各期分について当該保育料の納付期限までに学長に申請しなければならない。

- (1) 家計調査書（第7条第1項第2号に該当する場合を除く。）
- (2) 第7条第1項第2号又は第4号に該当する場合は、申請の事由を証明する書類
- (3) 第7条第1項第3号に該当する場合は、り災証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

第4章 許可の取消し

(免除等の許可の取消し)

第10条 学長は、保育料の免除又は徴収猶予を許可した後、次の各号の一に該当する場合は、選考委員会の議を経てその許可を取り消すことができる。

- (1) 当該許可の申請に虚偽の事実が判明した場合
- (2) 当該許可の事由が消滅した場合

第5章 雑則

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第24号 (平成20年3月21日))

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条関係）

保 育 料 免 除 許 可 申 請 書

年 月 日

上越教育大学長 殿

幼 児 氏 名
保 護 者 氏 名
幼 児 と の 続 柄
住 所

下記により、 年度 期分の保育料の免除の許可を受けたく、必要書類を添えて申請します。

記

事由（該当番号に○印を付すこと。）

- (1) 経済的理由等のため（第3条第1項該当）
- (2) 死亡のため（第3条第2項第1号該当）
- (3) 災害のため（第3条第2項第1号該当）
- (4) 死亡又は災害に準ずる事由のため（第3条第2項第2号該当）

（注） 保護者氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。

別記第2号様式（第9条関係）

保育料徴収猶予許可申請書

年 月 日

上越教育大学長 殿

幼 児 氏 名
保 護 者 氏 名
幼 児 と の 続 柄
住 所

下記により、 年度 期分の保育料の徴収猶予の許可を受けたく、必要書類を添えて申請します。

記

事由（該当番号に○印を付すこと。）

- (1) 経済的理由等のため（第7条第1項第1号該当）
- (2) 行方不明のため（第7条第1項第2号該当）
- (3) り災のため（第7条第1項第3号該当）
- (4) その他の事由のため（第7条第1項第4号該当）

（注） 保護者氏名の記入は、署名（本人自署）又は記名押印のいずれかとする。